

○東大阪市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則

平成6年3月31日東大阪市規則第10号

東大阪市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号及び第2条の3第2号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生利用業の指定」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2条 一般廃棄物再生利用業の指定は、次の各号に掲げる区分に応じて行うものとする。

(1) 再生利用のための一般廃棄物の収集又は運搬(以下「再生輸送」という。)を業として行う者に対する指定

(2) 再生利用のための一般廃棄物の処分(以下「再生活用」という。)を業として行う者に対する指定

(指定の基準)

第3条 前条第1号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生輸送業の指定」という。)の基準は、次に掲げるところによる。

(1) 再生活用を業として行う者が自ら再生輸送を行うこと又は再生活用を業として行う者から委託を受けて再生輸送を行うこと。

(2) 再生輸送の用に供する施設が省令第2条の2第1号に掲げる基準に適合していること。

(3) 再生輸送において生活環境保全上支障が生じるおそれがないこと。

(4) 申請者が再生輸送を的確に行うことができる知識及び技能を有すること。

(5) 申請者が再生輸送を的確に、かつ、継続して行うことができる経理的基礎を有すること。

(6) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

2 前条第2号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生活用業の指定」という。)の基準は、次に掲げるところによる。

(1) 一般廃棄物の排出者から廃棄物を無償又は再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らか料金で引き取ること。

(2) 引き取られた一般廃棄物がすべて再生活用の用に供されること。

(3) 再生活用に伴い生じた廃棄物の処理が的確にできること。

(4) 再生活用において生活環境保全上支障が生じるおそれのないこと。

(5) 申請者が再生活用を的確に行うことができる知識及び技能を有すること。

(6) 申請者が再生活用を的確に、かつ、継続して行うことができる経理的基礎を有すること。

(7) 一般廃棄物の排出者との間に継続的な取引関係が確立していること。

(8) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

(指定の申請)

第4条 一般廃棄物再生利用業の指定を受けようとする者は、市長に一般廃棄物再生利用業指定申請書(様式第1)を提出しなければならない。

2 前項の申請書には市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

(指定証の交付)

第5条 市長は、一般廃棄物再生利用業の指定を行ったときは、一般廃棄物再生利用業指定証(様式第2)を当該申請を行った者に交付する。

(指定の期限等)

第6条 市長は、一般廃棄物再生利用業の指定を行う場合において、期限又は生活環境上必要な条件を付することができる。

(指定変更の承認)

第7条 一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者が当該指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、あらかじめ市長に一般廃棄物再生利用業指定変更承認申請書(様式第3)を提出して当該指定の変更について承認を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときはこの限りでない。

2 第3条、第4条第2項、第5条及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

(変更又は廃止の届出)

第8条 一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者は、次に掲げる事項に変更が生じたとき、又は事業の全部若しくは一部を廃止したときは、当該事由が生じた日から10日以内に一般廃棄物再生利用業指定変更・廃止届出書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名)

(2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人

(3) 法人でその役員又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第4条の7に規定する使用人

(4) 個人で政令第4条の7に規定する使用人

(5) 事務所及び事業場の所在地

(6) 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

(7) 取引関係

(8) 再生利用の目的

(指定証の再交付の申請)

第9条 一般廃棄物再生利用業の指定証の交付を受けた者は、当該指定証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、一般廃棄物再生利用業指定証再交付申請書(様式第5)を市長に提出して指定証の再交付を受けなければならない。

(指定の更新の申請期限)

第10条 一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者が第6条の規定により付された期限満了後も引き続き当該指定に係る事業を営もうとするときは、当該期限の満了の日前30日以内に一般廃棄物再生利用業指定申請書を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者が法若しくは法に基づく処分若しくはこの規則若しくはこの規則に基づく処分に違反したとき、又は法第7条第5項第4号イからルまでに掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(指定証の返納)

第12条 指定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定証を市長に返納しなければならない。

- (1) 指定期限の満了により効力を失ったとき。
- (2) 事業の全部を廃止したとき。
- (3) 一般廃棄物再生利用業の指定を取り消されたとき。
- (4) 亡失した指定証を発見したとき。

(帳簿の記載及び保存)

第13条 一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者は、帳簿を備え、一般廃棄物の再生輸送又は再生活用について、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

再生輸送	1 再生輸送年月日 2 排出者ごとの再生輸送量 3 再生輸送の方法及び輸送先ごとの再生輸送量
再生輸送の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに指定番号又は許可番号 3 受託者ごとの受入量 4 委託料金の額
再生活用	1 受入れ又は再生活用年月日 2 排出者ごとの受入量及び受入料金 3 再生活用の方法及び再生活用量 4 再生活用によって生じる廃棄物の持出先ごとの持出量

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに前月中における前項に規定する事項について記載を終了していなければならない。

3 第1項の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければならない。  
(報告)

第14条 一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における一般廃棄物の再生輸送又は再生活用に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物再生利用業業務報告書(様式第6)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- (2) 指定番号
- (3) 一般廃棄物の排出者の氏名又は名称及び排出者ごとの受託量
- (4) 再生輸送を行った場合は、輸送先ごとの再生輸送量
- (5) 再生活用を行った場合は、再生活用方法ごとの再生活用量
- (6) 再生輸送を他人に委託した場合は、受託者の氏名及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)並びに受託者ごとの委託の内容及び委託料金の額
- (7) 再生活用を他人に委託した場合は、受託者の氏名及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)並びに受託者ごとの委託の内容及び委託料金の額

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第52号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第50号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年8月12日規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1(第4条第1項関係)

一般廃棄物再生利用業指定申請書

年 月 日

東大阪市長 殿

申請者 住 所

氏 名 ㊦

〔法人にあっては、主たる事務所の所  
在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電 話

東大阪市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第4条第1項の規定により、次の  
とおり申請します。

事業 の 範 囲	事業の種類別	再生活用 ・ 再生輸送
	取り扱う一般 廃棄物の種類	
再生活用の目的		
再生活用により得られ る有用物の利用方法		
事業開始予定年月日		年 月 日

添付書類

様式第2(第5条関係)

一般廃棄物再生利用業指定証

第 号  
年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

東大阪市長

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号・第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
事業の範囲	事業の種別 再生活用 ・ 再生輸送
	取り扱う一般廃棄物の種類
再生活用の目的	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
指 定 条 件	

様式第3(第7条第1項関係)

一般廃棄物再生利用業指定変更承認申請書

年 月 日

東大阪市長 殿

申請者 住 所

氏 名 ㊦

〔法人にあっては、主たる事務所の所  
在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電 話

一般廃棄物再生利用業の事業範囲を変更したいので東大阪市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指定年月日及び 指定番号		年 月 日 第 号		
変 更 内 容	変 更	事業の種別	取り扱う一般 廃棄物の種類	再生利用の目的
	変 更 前			
	変 更 後			
変更予定年月日		年 月 日		
変更の理由				

添付書類

様式第4(第8条関係)

一般廃棄物再生利用業指定変更・廃止届出書

年 月 日

東大阪市長 殿

申請者 住 所

氏 名 ㊦

〔法人にあっては、主たる事務所の所  
在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電 話

東大阪市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第8条の規定により、次のとおり  
届け出ます。

指定年月日及び 指定番号	年 月 日 第 号
事業の種別	再生活用 ・ 再生輸送
届出内容	事 項
	変更・廃止前
	変更・廃止後
変更・廃止年月日	年 月 日
変更・廃止の理由	

添付書類

様式第5(第9条関係)

一般廃棄物再生利用業指定証再交付申請書

年 月 日

東大阪市長 殿

申請者 住 所

氏 名 ㊦

〔法人にあっては、主たる事務所の所  
在地並びに名称及び代表者の氏名〕  
電 話

東大阪市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第9条の規定により、次のとおり再交付を申請します。

指定年月日及び 指定番号	年 月 日 第 号
事 業 の 種 別	再生活用 ・ 再生輸送
再交付申請の理由	

添付書類

様式第6(第14条関係)

一般廃棄物再生利用業業務報告書

年 月 日

東大阪市長 殿

申請者 住 所

氏 名 ㊦

〔法人にあっては、主たる事務所の所  
在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電 話

東大阪市長一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第14条の規定により、次のとおり報告します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
事 業 の 種 別	再生活用 ・ 再生輸送
報 告 期 間	年度分（ 年 月 日～ 年 月 日）
取 扱 一 般 廃 棄 物 の 種 類	
報 告 書 記 入 者	氏 名

添付書類